

議 事 日 程

平成 3 1 年 第 4 回 定 例 会
4 月 2 5 日 (木) 午 後 1 時 3 0 分
五所川原市本庁舎 3 階 議 会 委 員 会 室

開 会

第 1 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

第 2 会 期 の 決 定

第 3 前 回 会 議 録 の 承 認 (第 3 回 定 例 会)

第 4 教 育 長 の 報 告

第 5 議 案 第 1 4 号 臨 時 代 理 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て (五 所 川 原 市 学 校 給 食 費 に 関 す る 規 程 の 制 定)

第 6 議 案 第 1 5 号 臨 時 代 理 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て (平 成 3 1 年 度 五 所 川 原 市 す く す く 学 校 給 食 応 援 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 の 制 定)

第 7 議 案 第 1 6 号 五 所 川 原 市 社 会 教 育 委 員 の 委 嘱 に つ い て

第 8 議 案 第 1 7 号 五 所 川 原 市 少 年 相 談 セ ン タ ー 少 年 指 導 員 の 委 嘱 に つ い て

第 9 議 案 第 1 8 号 五 所 川 原 市 ス ポ ー ツ 推 進 委 員 の 委 嘱 に つ い て

第 1 0 議 案 第 1 9 号 五 所 川 原 市 教 育 支 援 委 員 会 委 員 の 委 嘱 に つ い て

第 1 1 議 案 第 2 0 号 五 所 川 原 市 立 図 書 館 協 議 会 委 員 の 委 嘱 に つ い て

第 1 2 報 告 第 1 号 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (五 所 川 原 市 立 南 小 学 校 学 校 医 の 委 嘱)

第 1 3 報 告 第 2 号 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (五 所 川 原 市 適 応 指 導 員 の 委 嘱)

第 1 4 報 告 第 3 号 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (五 所 川 原 市 ス ク ー ル カ ウ ン セ ラ ー の 委 嘱)

閉 会

※ 次 回 定 例 会 開 催 予 定 日 平 成 3 1 年 5 月 1 6 日 (木) 午 後 3 時 0 0 分
五 所 川 原 市 本 庁 舎 3 階 議 会 委 員 会 室

目 次

付議案件

1	議案第14号	臨時代理の承認を求めることについて(五所川原市学校給食費に関する規程の制定)	P 1
2	議案第15号	臨時代理の承認を求めることについて(平成31年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱の制定)	P 6
3	議案第16号	五所川原市社会教育委員の委嘱について	P 12
4	議案第17号	五所川原市少年相談センター少年指導員の委嘱について	P 14
5	議案第18号	五所川原市スポーツ推進委員の委嘱について	P 16
6	議案第19号	五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について	P 18
7	議案第20号	五所川原市立図書館協議会委員の委嘱について	P 20

議案第14号

臨時代理の承認を求めることについて

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定により、五所川原市学校給食費に関する規程を次のとおり制定したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

平成31年4月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

学校給食法の規定に基づき、学校給食に要する経費のうち保護者及び学校給食の提供を受ける者が負担する費用に関し、必要な事項を定める規程を制定したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

五所川原市学校給食費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が実施する学校給食に要する経費のうち保護者及び学校給食の提供を受ける者が負担する費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (2) 市立学校 五所川原市立学校設置条例（平成17年五所川原市条例第81号）に定める学校をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
(学校給食の対象者)

第3条 学校給食の対象者は、市立学校に在学する全ての児童又は生徒（以下「児童等」という。）とする。

(学校給食の申込み等)

第4条 市立学校において学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者は、学校給食申込書（様式第1号）を教育長に提出するものとする。

- 2 前項の申込書の提出は、各市立学校の校長（以下「校長」という。）が指定した期日までに当該校長を経由して行うものとする。
- 3 教育長は、児童等が次に掲げる場合に該当するときは、学校給食の提供を終了する。
 - (1) 児童等が卒業した場合
 - (2) 児童等の保護者から、学校給食の提供を止める旨の申出があった場合
 - (3) 児童等が市立学校以外の学校へ転校した場合
- 4 児童等が他の市立学校へ転校する場合において、当該児童等の保護者が学校給食の継続を希望する場合は、第1項に規定する申込書の提出があったものとみなす。

(学校給食費の負担)

第5条 市立学校において学校給食の提供を受ける児童等の保護者は、法第11条第2項の規定に基づき、学校給食費を負担する。

(学校給食費の額)

第6条 学校給食費の1食当たりの額（以下「単価」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 小学校 270円
 - (2) 中学校 300円
- 2 前項の規定にかかわらず、児童等がアレルギー疾患その他の理由により、学校給食の一部の提供を受けることができないものとして当該児童等の保護者から申出があったときは、その内容を考慮し、次の各号に掲げる学校給食の提供の内容に応じ、前項の単価から当該各号に定める費用の額を減じた額を単価とする。
- (1) 食事のみ 牛乳の提供に要する費用
 - (2) 牛乳のみ 食事の提供に要する費用
- 3 学校給食費は、前2項の規定による単価に、児童等に学校給食を提供した日数を乗じた

額とする。

- 4 前項の学校給食を提供した日数について、児童等が市立学校を欠席する場合、学級閉鎖となった場合その他の児童等が学校給食の提供を受けることができない場合における当該日数の取扱いは、教育長が別に定める。
- 5 教育長は、保護者が学校給食に関する補助金（教育長が実施するものに限る。）の交付を受けるものである場合は、前項の学校給食費の額から当該補助金の額を差し引いた残額を学校給食費の額とすることができる。

（学校給食費の納入方法）

第7条 学校給食費の納入方法については、原則口座振替の方法によるものとする。この場合において、保護者が口座振替の方法により学校給食費を納入した場合の取扱いについては、教育長が別に定める。

- 2 校長は、保護者との間で学校給食費を納入する方法について協議し、保護者が学校給食費を納入することができるよう必要な支援を行う。
- 3 校長は、学校給食を実施した月毎に、保護者から納入された学校給食費をとりまとめ、市に納入する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第1項及び第2項に規定する方法により納入することができない特別な事情があると、教育長が認めるときは、教育長が指定する方法により学校給食費を納入することができる。

（学校給食申込み変更）

第8条 児童等の保護者は、第4条第1項の申込み内容に変更が生じたときは、学校給食申込変更届出書（様式第2号）により、校長を経由して教育長に提出するものとする。

（児童等以外の者への学校給食の提供）

第9条 教育長は、児童等のほか、教職員、給食調理員等に学校給食を提供することができる。この場合において、教育長は、学校給食の提供を受けた者から学校給食費に相当する経費（以下「経費」という。）を徴収する。

- 2 経費の額については、第6条第1項から第4項までの規定を準用する。
- 3 経費の徴収方法については、教育長が別に定める。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、学校給食費に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

学校給食申込書

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長
 （五所川原市立 学校長）

保護者等 郵便番号 ー
 （納付義務者） 住 所

ふりがな
 氏 名 ㊟

電話番号

私は、五所川原市学校給食費に関する規程第4条第1項の規定により、次のとおり提出します。

学校給食の提供を受ける児童等について	学 校 名	五所川原市立 学校	学 年	年	
	ふりがな 氏 名				
	住 所	〒 ー			
	学校給食は、完全給食(食事及び牛乳)となります。完全給食を受けることができない場合は、次の希望する内容に○を付けてください。				
	1 食事のみ(牛乳なし) 2 牛乳のみ(食事なし) 3 給食なし				
	完全給食を受けることができない理由を、記入してください。				
	1 食物アレルギー 2 その他 ()				

備考

- 1 この申込書は、在学する学校を卒業（市外に転校）するまで継続されます。児童等ごとに記入し、学校に提出してください。
- 2 食物アレルギー等の場合は、学校にご相談してください。

校長は内容確認後、学校給食センターに提出してください。

学校確認欄	学校給食センター使用欄
チェック <input type="checkbox"/>	

学校給食申込変更届出書

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長
 (五所川原市立 学校長)

保護者等 郵便番号 —
 (納付義務者) 住 所

ふりがな
 氏 名 ⑩

電話番号

私は、五所川原市学校給食費に関する規程第8条の規定により、学校給食の提供について変更が生じたので、次のとおり届け出します。

学校給食の提供を受ける児童等について	学 校 名	五所川原市立	学 校	学 年	年
	ふりがな 氏 名				
	変更内容	該当する番号に○をつけてください。	【変更前】		
		1 住所の変更 2 学校の変更 3 喫食内容の変更 4 保護者の変更 5 氏名の変更 6 その他 ()	【変更後】		
変更年月日	年 月 日				

備考

この届出書は、児童等ごとに記入し、変更する3日前（土、日、休日を含まない。）までに学校に提出してください。

校長は内容確認後、学校給食センターに提出してください。

学校確認欄	学校給食センター使用欄
チェック <input type="checkbox"/>	

議案第15号

臨時代理の承認を求めることについて

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定により、平成31年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱を次のとおり制定したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

平成31年4月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

学校給食法の規定により保護者が負担する学校給食に要する経費に対し、補助金を交付するため、その交付手続等に関し、五所川原市補助金等交付規則の特例を定める要綱を制定したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

平成31年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が負担する学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）に対し、予算の範囲内において平成31年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって子育て支援の充実及び定住化の促進を図るため、その交付手続等に関し、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）の特例を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金は、次に掲げる要件のいずれも満たす者を対象とする。

- (1) 五所川原市立学校設置条例（平成17年五所川原市条例第81号）に定める学校（以下「市立学校」という。）に在学し、五所川原市が提供する学校給食を受けている児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者であること。
- (2) 五所川原市内に住所を有する者であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けていないこと。
- (4) 五所川原市就学援助実施要綱により実施する就学援助（学校給食費に係るものに限る。）を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、補助金の交付の対象とすることができる。

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 平成31年4月1日から平成31年9月30日まで（以下「前期補助期間」という。）
- (2) 平成31年10月1日から平成32年3月31日まで（以下「後期補助期間」という。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める学校給食費の1食当たりの額（以下「単価」という。）に、児童等に学校給食を提供した日数を乗じた額とする。

2 補助金の補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する児童等の保護者である場合は、前項の単価を、別表に定める単価に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童等
- (2) 特別支援学級に就学する児童等

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の申請をする保護者（以下「申請者」という。）は、すくすく学校給食応援事業補助金交付申請書（様式第1号）により、児童等が在学する市立学校の校長（以下「校長」という。）を経由して、教育長に提出するものとする。

2 校長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書を取りまとめ、速やかに教育長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 教育長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 教育長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容をすくすく学校給食応援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に対し、校長を経由して通知するものとする。

(学校給食の実施状況の報告)

第7条 校長は、児童等に提供した学校給食について、その実施状況を月毎に取りまとめ、教育長へ報告する。

2 校長は、児童等が提供を受けた学校給食の実施状況について、保護者がその状況を把握することができるよう努めるものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 教育長は、前条第1項に規定する報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、すくすく学校給食応援事業補助金確定通知書(様式第3号)により、校長に通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、確定した補助金の額について準用する。

(補助金の交付の方法)

第9条 教育長は、補助金を交付する保護者に特別な事情が無い限り、当該補助金を保護者が負担する学校給食費の支払の一部と相殺することにより、当該補助金の交付を行う。

(規則の交付手続等の準用)

第10条 補助金の交付手続において、この要綱に定める交付手続によることができない特別な理由がある場合における当該交付手続については、規則の規定を準用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

学校給食の提供区分		単価	
		前期補助期間	後期補助期間
五所川原市立学校給食センター	小学校	27円	68円
	中学校	38円	75円
五所川原市立市浦小学校		10円	68円
五所川原市立市浦中学校		10円	75円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長
(五所川原市立 学校長)

申請者（保護者）

住 所

氏 名

㊞

電話番号

(児童等との続柄：)

すくすく学校給食応援事業補助金交付申請書

平成31年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 対象児童等

氏 名	学 校 名	学 年
		年
		年
		年
		年
		年

様

五所川原市教育委員会教育長 ⑩

すくすく学校給食応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありましたすくすく学校給食応援事業補助金について、次のとおり交付を決定しましたので、平成31年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 補助金交付決定額

- (1) 前期補助期間 1食当たりの額（ 円）×学校給食を提供した日数
- (2) 後期補助期間 1食当たりの額（ 円）×学校給食を提供した日数

2 交付条件

- (1) 交付申請の内容を変更しようとするときは、五所川原市補助金等交付規則による補助金等交付決定変更等承認申請書を教育長に提出してください。
- (2) 交付申請者が次のいずれかに該当すると教育長が認める場合は、補助金の交付の決定を取り消します。

ア 平成31年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱第2条第1項に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき

イ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

3 補助金の学校給食費への充当

学校給食費保護者負担金は、あらかじめ市補助金を差し引いた分を納付することとなりますので、市と保護者との間での補助金のやり取りは一切ございません。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

五所川原市教育委員会教育長 ⑩

すくすく学校給食応援事業補助金確定通知書（ 月分）

年 月 日付けで報告のあったすくすく学校給食応援事業補助金については、平成31年度五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定金額	円
----------	---

議案第16号

五所川原市社会教育委員の委嘱について

次の者を五所川原市社会教育委員として委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

平成31年4月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市社会教育委員設置条例の規定に基づく五所川原市社会教育委員の委嘱について、同意を求めるため提案するものである。

五所川原市社会教育委員名簿（案）

任期 自 平成31年4月 1日
至 令和 3年3月31日

No	氏 名	就任年月日	備 考
1	白 川 喜代美	H19.4.1	学識経験者 (現職)
2	野 呂 美奈子	H21.4.1	家庭教育関係者 (現職)
3	外 崎 れい子	H22.4.1	社会教育関係者 (現職)
4	棚 瀬 敏 雄	H23.4.1	学識経験者 (現職)
5	柏 谷 肇	H25.4.1	社会教育関係者 (現職)
6	三 和 公 也	H25.4.1	社会教育関係者 (現職)
7	川 浪 定 雄	H27.4.1	学識経験者 (現職)
8	佐 藤 真 理	H27.4.1	社会教育関係者 (現職)
9	春 藤 篤 子	H27.4.1	社会教育関係者 (現職)
10	木 下 靖 英	H29.4.1	校長会推薦 (現職・松島小学校)

議案第17号

五所川原市少年相談センター少年指導員の委嘱について

次の者を五所川原市少年相談センター少年指導員として委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

平成31年4月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市少年相談センター規則の規定に基づく五所川原市少年相談センター少年指導員の委嘱について、同意を求めるため提案するものである。

五所川原市少年相談センター少年指導員(案)

自：平成31年4月 1日

至：令和 3年3月31日

五所川原地区			
No.	氏 名	主な活動	備考
1	阿部 悦子	主任児童委員	継続
2	伊東 ちか子	P T A	継続
3	伊藤 美穂子	健全育成委員	継続
4	加藤 幸子	主任児童委員	継続
5	工藤 富士子	主任児童委員	継続
6	黒瀧 悦子	主任児童委員	継続
7	古川 早苗	健全育成委員	継続
8	佐藤 真理	少年指導員	継続
9	澤田 勝義	少年指導員	継続
10	高谷 津草	P T A	継続
11	田中 憲仁	健全育成委員	継続
12	對馬 明美	P T A	継続
13	外崎 洋子	主任児童委員	継続
14	長尾 敦子	少年補導協力員	継続
15	檜崎 裕子	主任児童委員	継続
16	成田 守	P T A	継続
17	乗田 恵治	健全育成委員	継続
18	福士 和弘	保護司	継続
19	堀内 麻也子	健全育成委員	継続
20	伊藤 身佳枝	主任児童委員	継続
21	山本 典子	主任児童委員	継続
22	尾崎 敏志	主任児童委員	継続
23	菊池 義孝	主任児童委員	継続
24	佐藤 実洋	P T A	継続
25	宮崎 直子	主任児童委員	継続
26	上見 明	健全育成委員	継続
27	佐藤 あけみ	P T A	継続
28	山内 五十鈴	P T A	継続
29	神 泰樹	P T A	継続
金木地区			
30	葛西 廣子	健全育成委員	継続
31	外崎れい子	健全育成委員	継続
32	松橋 隆三	健全育成委員	継続
33	金本 敬夫	健全育成委員	継続
34	白川 恵久子	健全育成委員	新規
市浦地区			
35	佐藤 勝幸	健全育成委員	継続
36	八木澤 淳	P T A	継続
37	笹山 和信	P T A	継続

議案第18号

五所川原市スポーツ推進委員の委嘱について

次の者を五所川原市スポーツ推進委員として委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

平成31年4月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市スポーツ推進委員に関する規則の規定に基づく五所川原市スポーツ推進委員の委嘱について、同意を求めるため提案するものである。

五所川原市スポーツ推進委員名簿（案）

自 平成31年 4 月 25 日
任期
至 令和 3年 3 月 31 日

No.	地区	氏 名	年齢	任命年月日	勤続年数 (通算)	種 目
1	市浦	小 倉 勇 斗	31	平成31年4月25日	0	野球

議案第19号

五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について

次の者を五所川原市教育支援委員会委員として委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

平成31年4月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市附属機関に関する条例の規定に基づく五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について、同意を求めるため提案するものである。

平成31年度五所川原市教育支援委員会 委員名簿（案）

◎委員長 ○副委員長 *専門員・代表委員兼任

No.	所 属 等	役職・職名	氏 名	備 考
1	つがる総合病院精神科	精神科長	坂 本 卓 子	
2	五所川原児童相談所	主幹	石 田 大 地	
3	民生委員児童委員連絡協議会	会長	三 上 勝 則	
4	五所川原幼稚園	園長	下 山 佳	幼稚園・こども園・ 保育所代表
5	青森県立森田養護学校	教頭	小笠原 一 恵	
6	福祉部福祉政策課	主任	宮 崎 淳 子	
7	民生部子育て世代包括支援センター	主幹	鶴 賀 壽 代	
8	市校長会	会長	佐々木 瑞 信	中央小学校 校長
9	五所川原小学校	校長	原 真 紀	
10	栄小学校	校長	◎ 佐々木 浩 輝	
11	東峰小学校	校長	松 山 貢	
12	金木小学校	校長	工 藤 直 之	
13	五所川原第一中学校	校長	原 知 紀	
14	五所川原第四中学校	校長	西 村 淳	
15	五所川原小学校	教諭	* 齊 藤 公 伸	
16	中央小学校	教諭	○ * 木 村 美 雪	副委員長
17	南小学校	教諭	* 木 村 由加子	
18	三輪小学校	教諭	* 乳 井 真 紀	
19	五所川原第一中学校	養護教諭	* 小 林 良 子	
20	金木中学校	教諭	* 近 村 香	

事 務 局

21	教育委員会教育総務課長	川 浪 生 郎
22	教育委員会学校教育課長	谷 川 龍 三
23	教育委員会学校教育課課長補佐	川 浪 学
24	教育委員会学校教育課学務係 主事	相 馬 美 里
25	教育委員会学校教育課指導係 指導主事	今 村 健 児
26	教育委員会学校教育課指導係 指導主事	西 口 虎 男

議案第20号

五所川原市立図書館協議会委員の委嘱について

次の者を五所川原市立図書館協議会委員として委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

平成31年4月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市立図書館設置条例の規定に基づく五所川原市立図書館協議会委員の委嘱について、同意を求めるため提案するものである。

五所川原市立図書館協議会委員（案）

自 平成31年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

No	氏名	役職等
1	尾崎 淳一	会社役員
2	飛嶋 献	社会福祉法人理事長
3	山内 美代子	点訳ボランティア
4	大槻 利子	学識経験者
5	石岡 勇一	学識経験者
6	成田 よし子	学識経験者
7	葛西 彩子	読み聞かせ活動ボランティア団体
8	楠 美和子	学識経験者
9	櫻井 京子	学識経験者
10	成田 和子	学識経験者
11	坂本 徹	学識経験者